

「東京都シルバーパス交付手続き用確認書」の送付について

東京都シルバーパスの一斉更新にあたり、自己負担額 1,000 円で交付を受けることができる「確認書」を、平成 17 年度の特別区民税が非課税である 70 歳以上の区民（20 年度は課税）に送付する。

1 シルバーパス

東京都が指定した(社)東京バス協会が行っている事業で、70 歳以上の高齢者が都内民営バスや都営交通をフリーパスで利用できる。

有効期間・・・毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日まで。9 月上旬に区施設を会場に一斉更新の手続きを行う。

自己負担額・・・特別区民税課税の方は 20,510 円（4 月以降購入の場合は 10,255 円）
非課税の方は 1,000 円。

2 経過措置

平成 16 年度及び 17 年度の税制改正（平成 18 年度適用開始）により、平成 17 年度は非課税であった高齢者が平成 18 年度に課税になるケースが生じた。このため東京都は平成 18 年度から、当該年度が課税であっても平成 17 年度が非課税であれば 1,000 円でパスを交付する経過措置を実施している。

3 確認書の送付

平成 20 年度については、シルバーパス更新事務の円滑化を図るため、70 歳以上（年度内到達者を含む）の区民で、17 年度が非課税である経過措置対象者に対し、更新前に「確認書」を送付することとなった。

4 事務の執行

本件については中野区が東京都からの委託を受け行う。（確認書の内容は別紙のとおり）
対象者の抽出は、介護保険分野が所管するデータ及びシステムを活用して行う。

5 発送日・対象者数 平成 20 年 8 月 21 日（予定） 対象者数 約 5,000 人

6 区民への周知 平成 20 年 8 月 20 日号区報に掲載する。

〒164-8501

中野区中野4-8-1
中野 太郎

バーコード

発行番号

平成20年8月 日

中 野 区

福祉推進担当

介護保険担当

東京都シルバーパス交付手続き用確認書

「平成20年度経過措置対象者用」

シルバーパスの交付を受ける際に、窓口でこの書類をご提示いただきますと、費用負担1,000円で交付を受けることができます。

現在シルバーパスをお持ちの方には、(社)東京バス協会から「平成20年度東京都シルバーパス更新手続きのご案内」が届きます。更新手続きにつきましては、この案内をご覧ください、手続きの際には本確認書を必ずお持ちください。

中野区は、東京都より委託を受け本書類を送付いたしました。(個人情報保護審議会報告済)現在70歳以上の方、及び平成21年4月1日までに70歳になられる方で、平成17年度介護保険料段階区分1～3、かつ平成20年度介護保険料段階区分5以上の方に送付しています。

新たにシルバーパスの交付を受ける方は、(社)東京バス協会までお問い合わせください。シルバーパスをご利用にならない方は、お手数ですが本書類は処分していただきますようお願いいたします。

本書類の再発行は一切できませんので、シルバーパスの交付手続きをされる予定の方は、大切に保管してください。

(本書類は、シルバーパスの交付手続き以外には使用できません。)

(問い合わせ先)

東京都シルバーパスに関するお問い合わせ

(社)東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 03-5320-4275

シルバーパスは、満70歳になられる月の初日(1日が誕生日の方は前月の初日)から交付を受けることができます。

被保険者番号